

ひと、くらし、
みらいのために

せみね 監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田 50-8, 電話 0228-38-3131)

第 91 回「全国安全週間」を迎えて

全国安全週間

期間 平成30年 7月1日(日)~7日(土)

準備期間 平成30年 6月1日(金)~30日(土)



7月1日から7日までは全国安全週間です。本週間は産業界での自主的労働災害防止活動を推進することなどを目的に、昭和3年以來一度も中断することなく続けられています。今回のスローガンは「新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災」

です。皆様のご努力により労働災害は着実に減少しています。管内では、昨年の休業4日以上の死傷者数が148名となり、前年に比べ20名、約12%減少しました。2年連続で減少するとともに、平成25年からの5年間を計画期間とした第12次労働災害防止推進計画の目標(平成29年死傷者数158名以下)を上回る減少となりました。

しかし、今年に入って凍結による転倒災害が多発したことなどにより死傷者数が増加傾向で推移している上、死亡者が2名となっています。管内の皆様には、これまでの取組に自信を持ち、さらに新しい視点も取り入れながら、ゼロ災を目標に努力を積み重ねていただくことをお願いします。

また、現在、政府を挙げて取組を進めている「働き方改革」は、これまでの働き方に対する考え方や価値観を改め、労働者の視点で働きやすく、働きがいのある職場をつくることなどを目的としています。このことは労働災害防止にも共通することから、適切な労働時間管理をはじめとする職場環境の改善、転倒災害や交通労働災害、熱中症や腰痛等の職業性疾病の防止なども含めた安心・安全な職場づくりに向け、関係者が一丸となって取り組んでいただくよう併せてお願いします。

＜労働基準法等説明会を開催します＞

働き方改革関連法案が成立し、労働基準法改正が決定しました。改正法の内容等については、今後順次お知らせすることにしてはいますが、その一環として、下記により、改正労働基準法も含めた労働基準法等の説明会を管内の商工会及び労働基準協会瀬峰支部と共催により開催します。今回の説明会では、労働基準法のほか、「働き方改革」に取組む際にもご利用いただける各種助成金についてもご説明します。

登米市と栗原市にそれぞれ会場を設けて、別日程で開催します。両会場とも内容は同じですので、ご都合に合わせてご参加ください。参加申込み方法など詳細は、別途、各商工会や労働基準協会瀬峰支部等を通じてお知らせする予定です。お問合せは、当署「労働時間相談支援班」(TEL0228-38-3131)まで。

日時	場所	定員
8月23日(木) 14:00~16:00	登米中央商工会 (登米市迫町佐沼字上舟丁12-6)	50名
9月5日(水) 14:00~16:00	栗原南部商工会志波姫支所 (栗原市志波姫沼崎南沖452)	40名

労働災害発生状況(平成30年5月末日現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	平成30年	前年同期	平成30年	前年同期
休業4日以上	62人	57人	990人	774人
死亡	2人	1人	8人	6人

労働保険の申告・納付期限は7月10日です。年度更新はお早めに!

平成 30 年度「ゼロ災トライアル」 実施予告

当署が平成 24 年から取り組んでいる事業場参加型無災害運動「ゼロ災トライアル」を、今年も宮城労働基準協会瀬峰支部と共催して実施します。

運動期間を 10 月から来年 2 月までとして、昨年同様 10 月 2 日から 2 月末日までの 150 日間を無災害カウント期間とする「ゼロ災トライアル 150」として実施します。

また、10 月 4 日に開催する瀬峰地区産業安全衛生大会を運動開始大会とします。

参加のお申込みは 8 月 1 日から所定の申込書により F A X 等により当署で受け付けます。実施要領等は、別途、当署及び労働基準協会瀬峰支部で配布します。

昨年は 134 事業場にご参加いただき、73 事業場に達成証を交付しました。今年は昨年をさらに上回る多くの事業場等にご参加いただけることを期待しています。

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン（平成 30 年 5 月～ 9 月）

～ 7 月は重点取組期間です～

昨年の熱中症による労働災害の死傷者数は、全国で、死亡 14 人、休業 4 日以上 544 人となっています。発生時期は特に 7 月と 8 月に集中していますが、今年は、管内でも既に発症が報告されています。死亡事例では、W B G T 値（暑さ指数）計を準備していないため作業環境の把握や作業計画の変更ができていないことや、発症した労働者の発見や救急搬送が遅れたこと、健康管理を適切に実施していないこと等が指摘されています。また、何らかの基礎疾患を持つ方が合併症として発症する傾向も指摘されており、日頃からの健康管理や体調不良者の確認は不可欠です。

これからの時期は、特に、以下の点に注意してください。

- ◇ 暑さ指数の低減効果を確認して、必要に応じ追加対策を行うこと
- ◇ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じた作業の中断、短縮、休憩の確保を徹底すること
- ◇ 水分、塩分を積極的に摂らせること
- ◇ 睡眠不足、体調不良、前日の飲み過ぎ等に注意し、当日の朝食はきちんと摂ること
- ◇ 重点的に教育すること
- ◇ 異常を認めたら、ためらわずに病院に運ぶか救急車を呼ぶこと

夏休みの季節です

計画的に年次有給休暇を取得しましょう！

- ◇ 仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図って休みやすい職場環境にしましょう。
- ◇ 働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。
土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせ、連休を実現する「プラスワン休暇」
- ◇ 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう
年次有給休暇付与日数の 5 日を除く残り日数は、労使協定で計画的に割り振りができます。

暑い夏 海に山に
花火に 夏祭りに
休暇を取って
人生の充実を



【あしがき】

今年は梅雨明け宣言を聞く前から真夏のような日が続いていますので、体調管理をしっかり行ってお過ごしください。また、全国安全週間の後になりますが、7 月 21 日～ 8 月 20 日の間「夏の交通事故防止運動」が行われます。管内では交通事故による死亡災害も発生しています。交通労働災害の防止に努めていただくとともに、仕事だけでなく、行楽や帰省時にも交通事故には十分気をつけて良い思い出を作ってください。